

# 令和5年度 農林水産関連物価 高騰等対策事業



**要望調査期間：6月1日～6月30日**

農林漁業者等を対象に、物価上昇や原料の調達難、電気料金の高騰に対応するための取組を支援します。

本事業は、青森県令和5年度5月補正予算に基づいて実施するものであり、今年度限りの事業となります。

## 青森県

本事業に関するお問合せは、最終ページに記載の連絡先へお願いします。

## 事業の趣旨・目的

コロナ禍における原油や原材料価格の高騰に加え、電気料金の急騰に対応し、経営の継続・発展に取り組む農林漁業者等を支援します。

○県ホームページ

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/r5\\_bukkakoutoutoutaisaku.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/r5_bukkakoutoutoutaisaku.html)



## 留意事項

- 本事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に係る予算を財源としているため、会計検査院の検査対象となります。
- 令和5年度中に完了(納品)する取組のみが対象となります。
- 県の5月補正予算の範囲内で補助を行うため、不採択となる可能性があります。
- パソコン等、本事業の趣旨以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い設備等は補助対象外となります。
- 導入する設備等は、経営規模等に照らし合わせて、過剰な能力とならないものとする必要があります。
- 導入する設備等は、原則新品で20万円以上のものに限られます。

## 事業内容

本事業では、以下の5タイプにより支援します。

**補助率は、税抜き金額の2分の1以内、ただし⑤（1）酪農経営負担軽減対策に関しては定額となります。**

いずれか一つのタイプを選択して御要望ください。

各メニューの詳細は次ページ以降を御確認ください。

### ①施設設備等支援タイプ

県産農林水産物等の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等において、電気料金などの経営コストの低減を図るために行う設備等の更新や導入、改修等を支援

### ②肥料コスト低減支援タイプ

肥料コストの低減を図るために必要な土壌・堆肥分析機器や、老朽化した堆肥製造施設の機能強化、ペレット堆肥製造機等の導入を支援

### ③施設園芸支援タイプ

施設園芸野菜及び花きの生産に係る資材価格や電気料金の高騰による負担を軽減するため、耐雪型パイプハウスや、ハウス内の環境制御装置、ハウスの自動開閉装置、自動かん水・施肥装置、LED電照装置、いちご高設栽培システム等の導入を支援

### ④りんご生産資材支援タイプ

りんごの生産に係る資材価格の高騰の影響が大きい支柱やトレリス、経営コストを削減するための高所作業台車や自動草刈機の導入を支援

### ⑤畜産経営持続化支援タイプ

#### (1)酪農経営負担軽減対策

酪農経営に係る経費負担を軽減するため、電気料金の一部を定額補助

#### (2)県産粗飼料安定供給対策

輸入飼料の高騰に対応するため、公共牧場における草地更新を支援

# 各事業タイプの詳細①

## ①施設設備等支援タイプ

県産農林水産物等の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等において、電気料金などの経営コストの低減を図るために行う設備等の更新や導入、改修等に要する経費を支援します。

対象	県産農林水産物及びその加工品
事業実施主体	農林漁業者(農林漁業者による加工団体又はきのこ生産者を含む)、農業協同組合※1、畜産農業協同組合※1、森林組合※1、漁業協同組合※1、農地所有適格法人、卸売市場開設者※2、卸売業者 ※1 連合会を含む、※2 市町村を除く
補助対象	集出荷貯蔵施設や加工処理施設等における洗浄、選果、選別、加工、冷凍、冷蔵、包装等の設備について、経営コストの低減を図るために行う更新、導入、又は改修等 (更新の際に必要な既存設備等の撤去、及び更新、導入又は改修等の際に要する工事等に係る経費を含む) ※省エネ効果の高い設備等については移動式発電機を、選別及び乾燥に係る設備等については穀類に使用するものを除く。
補助上限額	1事業主体当たり150,000千円
採択要件	○農林漁業者においては、青色申告をしていること。 ○農林漁業者による加工団体又はきのこ生産者については、定款(若しくは規約)及び決算書等で対象となる加工品又はきのこの生産実績が確認できること。 ○以下の全ての目標を設定した事業実施計画を策定すること。 なお、現状値は令和4年度、目標年度は令和7年度とする。 ア 対象農林水産物等のうち県産の取扱量(卸売市場開設者及び卸売業者にあつては対象農林水産物等)を増加(しいたけについては、国内で植菌され、県内で栽培されたものを県産として取り扱う。) イ 事業により更新、導入又は改修等を行うことで、取扱供給量当たりの電力・燃料等の使用量若しくは労働時間を削減
成果目標の設定	採択要件である事業実施計画で設定した目標を達成すること。

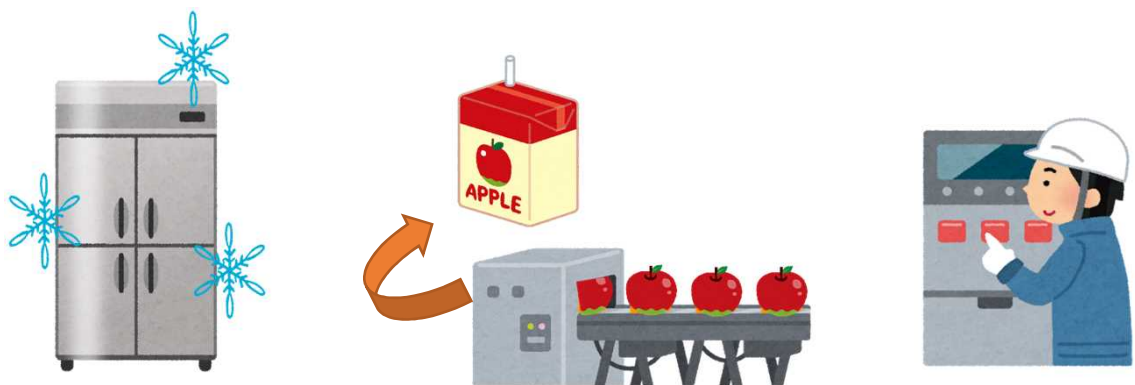
## 各事業タイプの取組例①

### ①施設設備等支援タイプ

例えば・・・

- 洗淨設備（にんじん洗淨機）
- 選果・選別設備  
（りんごの選果機、ごぼうの皮むき機）
- 加工設備（搾汁機）
- 乾燥設備（にんにくの乾燥機）
- 冷蔵・冷凍設備  
（プレハブ冷蔵庫・冷凍庫、急速冷凍機）
- LED等の省エネ照明機器
- 空調設備
- 省エネに資する施設の改修  
（外壁の断熱塗装や断熱工事、遮熱シート等）

などが補助対象となります。



## 各事業タイプの詳細②

### ②肥料コスト低減支援タイプ

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料コスト低減の取組の定着に向けて必要となる機械・設備の導入や施設の改修等を支援します。

事業実施主体	農業者、農業法人、営農集団、農業協同組合、堆肥製造業者等(県内に主たる事業所及び堆肥等の製造施設を有しており、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、当該堆肥等の登録・届出を行っている、又は行うことが確実と見込まれる事業者をいう)
補助対象	1 過剰施肥を抑え、肥料費の低減を図る上で必要な土壌・堆肥分析機器の導入 2 堆肥の利活用を一層推進するために必要な堆肥製造施設の機能強化及びペレット堆肥製造機等の導入
補助上限額	1 50,000千円 2 20,000千円
採択要件	○ 以下の目標を設定した事業実施計画を策定すること。 なお、現状値は令和4年度、目標年度は令和7年度とする。 ○ 1については、土壌、堆肥の年間分析点数を10%以上増加させる計画を作成すること。 ○ 2については、県内産堆肥の利用を基本とし、ア～ウのいずれか1項目を実施する計画を作成すること。 ア 堆肥生産量又は出荷量を10%以上増加 イ 堆肥分析の結果を踏まえ堆肥の散布面積を10%以上増加、又は化学肥料の使用量を10%以上低減 ウ ペレット製造においては製品の県内出荷流通量を10%以上増加
成果目標の設定	採択要件である事業実施計画で設定した目標を達成すること。

## 各事業タイプの取組例①

### ②肥料コスト低減支援タイプ

例えば・・・

- 土壌・堆肥分析機器（全自動）
- 堆肥センター改修
- 堆肥攪拌機械
- マニユアスプレッタ
- ペレタイザ

などが補助対象となります。

このほか、堆肥製造施設の機能強化や省工ネ効果の高い機械等への更新なども補助対象とします。



※ペレット成型機のほか、荷受けホッパやベルトコンベアなど、ペレット堆肥等の製品化に必要な附帯機器も対象です。

## 各事業タイプの詳細③

### ③施設園芸支援タイプ

施設園芸に係る経費を抑え、経営の継続・発展を図るために必要となる農業用パイプハウス・設備等の導入を支援します。

対象	指定産地及び特定産地の野菜、ミニトマト、夏秋いちご、青森県花き振興方策の重要品目及び地域振興品目、冬の農業の推進品目を対象とする施設園芸野菜及び花き
事業実施主体	認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合、農地所有適格法人、営農集団(3戸以上の農家が組織する団体で代表者の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの)
補助対象	1 耐雪型パイプハウスの導入 2 ハウス内の環境制御装置、ハウスの自動開閉装置、自動かん水・施肥装置、LED電照装置、いちご高設栽培システム等の導入
補助上限額	1事業主体当たり6,250千円
採択要件	○園芸施設共済事業又は損害保険事業等へ加入すること。 ○1において、ハウス等施設栽培に既に取り組んでいる者については、面積拡大のために耐雪型ハウスをおおむね100坪以上導入すること。 ○1において、新たにハウス栽培を開始する者については、複数棟導入すること。 ○2については、生産性向上、省力、低コスト化、又は省エネにつながるものであること。
成果目標の設定	導入したハウス・設備等により、出荷量の増加又は単位面積当たりの労働時間、生産コスト若しくはエネルギー使用量の削減を目標に設定した事業実施計画を作成すること。 なお、現状値は令和4年度、目標年度は令和7年度とする。



## 各事業タイプの取組例③

### ③施設園芸支援タイプ

例えば・・・

- 耐雪型パイプハウス
- ハウス内環境制御装置
- 赤色LED電照装置
- ビニールハウス自動開閉装置
- 自動かん水・施肥装置
- いちご高設栽培システム

などが補助対象となります。

このほかにも、施設園芸野菜・花きの栽培管理に関する設備が補助対象となります。



## 各事業タイプの詳細④

### ④りんご生産資材支援タイプ

りんごのわい化栽培園地の新植、改植時に必要な資材や、経営コストの削減につながる省力化機械の導入を支援します。

対象	りんご
事業実施主体	りんご生産者及びりんご生産者が組織する農地所有適格法人、農業協同組合、りんご共同防除組織等の団体
補助対象	<p>1 わい化栽培・高密度わい化栽培導入対策 りんごのわい化栽培、又は高密度わい化栽培の導入に当たり必要な支柱やトレリスの購入価格から次の基準経費を除いた経費</p> <p>＜基準経費＞</p> <p>① わい化栽培支柱導入型(栽植密度:125本程度) 35万円/10a</p> <p>② わい化栽培トレリス導入型(栽植密度:165本程度) 66万円/10a</p> <p>③ 高密度わい化栽培(栽植密度:250本以上) 99万円/10a</p> <p>2 省力化機械導入対策 高所作業台車及び自動草刈機一式(充電ステーション等を含む)の導入に要する経費</p>
補助上限額	2,670千円
採択要件	<p>○わい化栽培等省力的な栽培の導入により、目標年度(令和7年度)のりんごの経営面積を維持又は拡大する計画があること。</p> <p>○目標年度のわい化栽培面積が1ヘクタール以上であること。</p> <p>○果樹共済制度又は農業経営収入保険に加入すること。</p>
成果目標の設定	<p>○目標年度のりんごの経営面積を維持又は拡大すること。</p> <p>○目標年度のわい化栽培が1ヘクタール以上あること。</p>

## 各事業タイプの取組例④

### ④りんご生産資材支援タイプ

例えば・・・

- 高密植わい化栽培用支柱・トレリスの価格上昇分
- 高所作業台車
- 自動草刈機（充電ステーション等の設備一式含む）

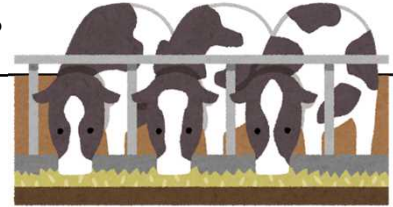
などが補助対象となります。



## 各事業タイプの詳細⑤

### ⑤畜産経営持続化支援タイプ

酪農の経営継続に向けた電気料金の上昇分や、公共牧場の草地更新に要する経費を支援します。



対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>酪農経営</li> <li>公共牧場の草地更新</li> </ol>
事業実施主体	<ol style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合等</li> <li>公共牧場管理者※(農業協同組合、牧野組合、畜産農業協同組合、農事組合法人、公社、団体、法人等)※市町村を除く</li> </ol>
補助対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>酪農経営に係る電気料金の上昇分</li> <li>公共牧場における草地更新(資材費・労務費等)</li> </ol>
補助上限額	<ol style="list-style-type: none"> <li>4千円/頭(経産牛) 定額</li> <li>1/2以内(上限 28千円/10a)</li> </ol>
採択要件	<p>1については以下のア～イを満たすこと。</p> <p>ア 令和4年11月1日現在で飼養している経産牛の頭数を基準とすること。</p> <p>イ 国産粗飼料の利用拡大や生産コスト削減のための酪農生産改善計画を作成し、取り組むこと(又は既に取り組んでいること)。</p> <p>2については以下のア～エを満たすこと。</p> <p>ア 草地更新計画の作成</p> <p>イ 資材等の購入が証明できる書類の整備</p> <p>ウ 牧場利用者等の粗飼料自給率向上に努める</p> <p>エ 本事業により牧草の生産性を向上</p>
成果目標の設定	<ol style="list-style-type: none"> <li>酪農生産改善計画で設定した目標を達成すること。</li> <li>牧草の生産性を令和4年度より増加。</li> </ol> <p>なお、目標年度は令和7年度とする。</p>

## 各事業タイプの取組例⑤

### ⑤畜産経営持続化支援タイプ

#### (1) 酪農経営負担軽減対策

酪農経営に係る電気料金の上昇分の一部として、  
経産牛1頭当たり 4,000円を補助します。

注 酪農生産改善計画を作成し、取組を実施している者が対象  
となります。

#### (2) 県産粗飼料安定供給対策

公共牧場における草地更新に要する経費  
資材費、機械経費、労務費等



# 事業の流れ

(時期は若干前後する場合があります)

## ①要望調査(6月1日～6月30日)

- ・期日までに要望書を提出してください。
- ・必要に応じて、対面又は電話等でヒアリングを行います。

## ②採択結果通知及び割当内示(7月下旬頃)

- ・要望調査の結果についてお知らせします。
- ・採択となった場合は、③以降の手続を進めていただくこととなります。

## ③交付申請(②の後、速やかに)

- ・県が指示する様式により、交付申請書を提出してください。
- ・これを受けて、県から交付決定通知書を送付しますので、保管してください。

## ④事業着手(交付決定後)

- ・交付決定を受ける前の事業着手は、原則認められません。
- ・本事業における着手とは、「販売店等への見積り合わせの依頼」や「入札公告」等の行為を指します。  
(交付決定前に着手する必要がある場合は、事前に県に御相談ください。)

**「一般競争入札」又は「3者以上への見積り合わせ」により、事業費の節減に努める必要があります。  
これらが難しい場合は、事前に県に御相談ください。**

## ⑤事業完了(年度内完了が必須)

- ・本事業における完了とは、設備の納品又は施設の引渡しを指します。
- ・完了後は、完了から1か月以内又は3月31日のいずれか早い日付までに、県へ実績報告書を提出してください。

## 事業完了後に行うこと

設定した成果目標について、以下のとおり報告していただく必要があります。

報告様式は、別途県からお知らせします。

報告する内容	報告期限
令和5年度の達成状況	令和6年6月末
令和6年度の達成状況	令和7年6月末
目標年度（令和7年度）の達成状況	令和8年6月末

※目標年度に成果目標を達成できなかった場合は、翌年度以降も達成状況を報告していただく等、追加的な作業が発生します。

## 導入した設備等の管理について

- 補助事業に関わる書類・帳簿等を令和11年3月末まで整備保管してください。
- 導入した設備等の財産管理台帳を耐用年数が経過するまで整備保管してください。
- 導入した設備等については、耐用年数が経過するまでの間、適切に管理する義務が生じます。
- 耐用年数が経過するまでの間は、県の許可を得ないで事業の目的に反して使用したり、売却、譲渡、交換、貸付等を行うことは認められません。
- 災害等により導入した設備等が破損した場合は、その旨、速やかに県に報告してください。

## 要望の提出先及び問合せ先

要望書は下記の宛先に、電子メール、郵送、持参のいずれかの手段により提出してください。(6月30日必着)

事業に係る質問等は、電話又は電子メールでお問い合わせください。**※電子メール送付後3日以内に提出先から連絡がなかった場合は、メールが届いていない可能性がありますので、電話で確認をお願いします。**

地域	支援タイプ	提出先・問合せ先	電話番号
全域	①のうち卸売市場等	青森県庁農林水産部 (〒030-8570 青森市長島1-1-1) 総合販売戦略課 地産地消G	017-734-9572
	①のうち漁業	水産振興課 企画・普及G	017-734-9592
	⑤(1)	畜産課 経営支援G	017-734-9496
東青	東青地域県民局地域農林水産部 (〒030-0861 青森市長島2-10-3 フコク生命ビル6階) hi-nosui@pref.aomori.lg.jp		
	①、②、③、④	農業普及振興室 企画班	017-734-9961
	⑤(2)	農業普及振興室 生産班 畜産担当	017-734-9966
	①のうち林業	林業振興課	017-734-9962
中南	中南地域県民局地域農林水産部 (〒036-8345 弘前市大字蔵主町4) chunan_sinseimadoguti@pref.aomori.lg.jp		
	①、②、⑤(2)	農業普及振興室 企画班	0172-33-2902
	③、④	りんご農産課	0172-32-3305
	①のうち林業	林業振興課	0172-33-3857
三八	三八地域県民局地域農林水産部 (〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7) sa-nosui@pref.aomori.lg.jp		
	①、②、③	農業普及振興室 企画班	0178-27-5111 (内線222)
	④	農業普及振興室 野菜・果樹班	0178-27-5111(内線230)
	⑤(2)	畜産課	0178-27-5111(内線232)
	①のうち林業	林業振興課	0178-27-5111(内線342)



## 要望の提出先及び問合せ先

地域	支援タイプ	提出先・問合せ先	電話番号
西北		西北地域県民局地域農林水産部 (〒037-0046 五所川原市栄町10) ni-nosui@pref.aomori.lg.jp	
	①、②	農業普及振興室 企画班	0173-34-2111(内線235)
	③、④	りんご農産課	0173-34-2111(内線238)
		西北地域県民局地域農林水産部 鱒ヶ沢庁舎 (〒038-2761 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37) ni-nosui@pref.aomori.lg.jp	
	⑤(2)	畜産課	0173-72-6612
	①のうち林業	林業振興課	0173-72-6613
上北		上北地域県民局地域農林水産部 (〒034-0093 十和田市西十二番町20-12) ka-nosui@pref.aomori.lg.jp	
	①、②、③、④	農業普及振興室 企画班	0176-23-4281
	⑤(2)	畜産課	0176-23-5115
	①のうち林業	林業振興課	0176-24-3379
下北		下北地域県民局地域農林水産部 (〒035-0073 むつ市中央1-1-8) sh-nosui@pref.aomori.lg.jp	
	①、②、③、④	農業普及振興室 企画班	0175-22-8581(内線239)
	⑤(2)	畜産課	0175-22-8581(内線241)
	①のうち林業	林業振興課	0175-23-6855

本要望調査に係る情報は、県HPにも掲載しています。  
要望書の様式も掲載していますので、ダウンロードして  
御活用ください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/r5\\_bukkakoutoutoutaisaku.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/r5_bukkakoutoutoutaisaku.html)

